住所　島根県松江市上大野町1774番地
　裵鐘錫　昭和22年４月27日生
　韓久子　昭和26年12月15日生
住所　島根県松江市上大野町1774番地
　裵達朗　昭和56年２月２日生
住所　埼玉県行田市中央17番10―101号
　康至宏　昭和43年５月５日生
　康優大　平成12年10月11日生
　康歌音　平成14年８月１日生
住所　埼玉県川口市弥平１丁目４番５号
　李春美　昭和55年12月29日生
住所　埼玉県川口市東川口３丁目５番26号
　ブラニー・エンリケ・バレーダ・サンチェス
　昭和61年４月29日生
住所　さいたま市大宮区下町１丁目79番地１
　金婧　昭和55年９月11日生
住所　さいたま市中央区下落合５丁目13番８号
　李多蓮　平成２年11月15日生
住所　埼玉県戸田市大字新曽1221番地
　朴洪梅　昭和50年７月12日生
住所　大阪府吹田市東御旅町３番６号
　吉旭　平成３年２月20日生
住所　大阪市中央区谷町５丁目６番15―903号
　鄭貴子　昭和39年12月17日生
住所　大阪市生野区小路東２丁目16番19号
　金成勲　昭和51年１月７日生
住所　堺市北区百舌鳥梅町３丁16番地26
　金鉄雄　昭和24年12月１日生
　李昭枝　昭和27年４月21日生
住所　大阪府吹田市南正雀２丁目17番11号
　鄭柄振　昭和24年11月16日生
住所　大阪府和泉市みずき台２丁目27番７号
　朴裕里子　昭和49年４月17日生
住所　大阪市天王寺区寺田町１丁目７番３号
　洪瑞保　昭和62年５月６日生
住所　大阪府貝塚市澤917番地１
　河和江　昭和36年12月15日生
住所　大阪市住之江区東加賀屋２丁目13番９号
　千晃平　昭和60年10月２日生
　千晋也　昭和63年６月29日生
　千明功　平成７年８月30日生
　千知功　平成７年８月30日生
住所　大阪市生野区舎利寺２丁目13番13号
　朴秀明　昭和62年３月４日生
住所　大阪市生野区勝山北５丁目22番１号
　李成洙　昭和31年５月２日生
住所　大阪市城東区永田３丁目８番15―603号
　高明均　昭和42年10月25日生
住所　大阪市西区千代崎１丁目16番６号
　李厚坤　昭和50年７月17日生
　李友雅　昭和53年４月12日生
住所　大阪市阿倍野区昭和町２丁目13番14号
　李重坤　昭和51年６月７日生
住所　鳥取県米子市東福原７丁目19番14号
　朴章太　平成元年９月２日生
住所　千葉県市川市行徳駅前４丁目13番11―204号
　戴景蓉　昭和55年10月13日生
住所　千葉県市原市君塚４丁目10番地９
　ルーファ・ジャスティン・ロンキリオ・サンチャゴ　平成９年12月19日生
住所　群馬県太田市東矢島町1173番地１
　アレサンドラ・ルミ・ニシベ　平成元年６月10日生
住所　東京都江東区東陽４丁目12番20―211号
　コガ・シュンスケ　昭和28年８月20日生
住所　静岡県藤枝市田沼１丁目28番８号
　ユイナ・レイトス　平成25年１月５日生
住所　三重県四日市市滝川町８番９号
　曹正樹　昭和60年４月８日生
　曹章司　昭和63年１月４日生
住所　岡山県津山市二宮2200番地56
　マリアルールデス・ディマアノ・ラホ　平成元年10月９日生
　マサヒロ・ラホ・サントス　平成20年４月３日生
　マサキ・ラホ・サントス　平成21年２月15日生
住所　岡山県久米郡美咲町高城1540番地１
　タクヤ・ラホ　平成24年６月５日生
住所　千葉市緑区平山町1980番地８
　朴星光　昭和50年10月19日生
　朴賢龍　平成24年４月18日生
住所　北海道江別市あけぼの町29番地10
　ベリンダ・ダガタン・セト　昭和33年８月26日生
住所　東京都世田谷区若林４丁目14番25―203号
　董心毅　昭和56年11月６日生

○法務省告示第二百八十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月七日　法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社サーモンズ	地岩手県釜石市鵜住居町第十二地割三十七番五	型枠施工

○法務省告示第二百八十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月七日　法務大臣　岩城　光英

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社熊本建業	栃木県佐野市豊代町百四十八番地一	型枠施工
株式会社剛和架建	群馬県前橋市二之宮町六百番地二	とび
株式会社松栄	千葉県千葉市若葉区殿台町二百六十番地	表装

○法務省告示第二百九十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年十二月七日法務省告示第五百四十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月七日　法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

立山観光ターミナル株式会社	富山県富山市桜町一丁目一番三十六号	ホテル業務

○法務省告示第二百九十一号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令（平成二十一年法務省令第五十二号）第二号の規定に基づき、平成二十五年四月十五日法務省告示第百四十六号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月七日　法務大臣　岩城　光英

第三号中「平成二十五年四月十五日」を「平成二十八年六月七日」に改める。

○法務省告示第二百九十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月七日　法務大臣　岩城　光英

第二号ハの表に次のように加える。

柏栄工業株式会社	千葉県柏市若白毛千百二十四番地	鉄工

○法務省告示第二百九十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月七日　法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表金城直樹の項中「沖縄県島尻郡八重瀬町東風平百九十二番地八安寿アパート三百一号」を「沖縄県糸満市字真栄平十四番地」に改める。